

○特別緑地保全地区の決定について



都市計画決定区域 都市公園 特別緑地保全地区

1 都市計画の内容

特別緑地保全地区 真駒内柏丘特別緑地保全地区の決定

面積 約 2.2ha

位置 南区真駒内柏丘9丁目

2 決定期由

特別緑地保全地区は、都市計画法において自然性の高い緑や民有地の緑を現状のまま保全するために規定されている地域地区の一つで、建築行為など一定の行為の制限を伴った担保性の高い制度である。

当該区域は、札幌市緑の基本計画に基づく環状グリーンベルト構想における、藻岩山緑地ゾーン、石山緑地ゾーン及び西岡緑地ゾーンのほぼ中央に位置し、各ゾーンをつなぐ役割を果たしている。また隣接する藻南公園、柏ヶ丘特別緑地保全地区及び柏ヶ丘第二特別緑地保全地区と共に、一体の良好な緑地を形成し、真駒内地区の背景として、街の景観に潤いを与えている。

このように重要な役割を果たしている緑地を、将来にわたり保全していくことを目的とし、区域の決定を行う。